

○東大阪都市清掃施設組合公印規則

昭和54年4月2日

東大阪都市清掃施設組合規則第1号

改正 平成3年4月1日規則第2号

平成19年4月1日規則第2号

令和5年4月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 東大阪都市清掃施設組合（以下「組合」という。）の公印は、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、書体、寸法及び員数は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。

(公印管守者)

第3条 公印の管守は、別表第1に規定する公印管守室の長等（以下「公印管守者」という。）が行なう。

(公印取扱責任者等)

第4条 公印管守者は、所属職員のうちから公印取扱責任者を定める。

- 2 公印取扱責任者は、公印管守者の命をうけ、公印の管守その他公印に関する事務に従事する。
- 3 公印管守者又は公印取扱責任者が出張、休暇、その他の事故により不在のときは、公印管守者があらかじめ指定した職がその事務を代行する。
- 4 公印は、常に堅固な容器に収め、使用しないときは、これに施錠する等厳重に保管しなければならない。

(公印台帳)

第5条 総務室次長（当該職にある者が2人以上いるときは、総務室長の指名する総務室次長）は、公印台帳（様式）を備え、必要事項を登録し、毎年1回以上管守する公印について、公印台帳と照合しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印は、公文書に捺印するときは、公印使用簿（様式）に必要事項を記載の後でなければ捺印することができない。

- 2 公印取扱責任者は、決裁を得た原議書により、公印を使用しなければならない。
- 3 公印は、公文書に捺印するほか、使用することができない。

(新調、改刻等)

第7条 公印管守者は、公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、次の事項について局長に協議しなければならない。

- (1) 公印を新調、改刻又は廃止しなければならない理由
- (2) 新調、改刻又は廃止しようとする公印の名称、書体、寸法、員数、用途及びひな型
- (3) 公印の新調、改刻又は廃止しようとする年月日
- (4) 前各号のほか、必要な事項
(不用公印の保管等)

第8条 公印管守者は、磨滅、毀損その他の理由により不用となつた公印をすみやかに局長に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、出納員印については、出納員は会計管理者を経てしなければならない。
- 3 前2項の規定により返還を受けた公印は、局長において切断又は焼却その他適当な方法で廃棄処分に付さなければならない。

(事故届)

第9条 公印管守者は、公印の盗難、紛失その他の事故があつたときは、すみやかに局長を経て管理者に報告しなければならない。

(細目)

第10条 この規則に規定するもののほか、公印について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

名称	ひな形	書体	寸法	員数	管守室(者)
組合印	1	てん書	方30mm	1	総務室
管理者印	2	てん書	方23mm	1	総務室
会計管理者印	3	てん書	方23mm	1	会計管理者
事務局長印	4	てん書	方23mm	1	総務室
出納員印	5	てん書	円直径32mm	1	出納員

別表第2

東大阪都市
清掃施設
組合之印

4

東大阪都市
清掃施設
事務局長之印

東大阪都市
清掃施設
設置者之印

5

領収
東大阪都市
清掃施設組合
出納員

東大阪都市
清掃施設
組合會計
管理者之印

様式

(様式)

公印使用簿

押印年月日	公印の種別	件名	所属	氏名	備考
年月日					
年月日					